

訪問看護すこやか重要事項説明

あなた（又はあなたの家族）が利用しようとしている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 やすらぎ
代表者氏名	宮城吉治
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	沖縄県宮古島市伊良部字長浜1320番地1 (電話 0980-78-6116 FAX 0980-78-6122)
法人設立年月日	平成12年3月17日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護すこやか
介護保険指定事業所番号	4760690125
事業所所在地	沖縄県 宮古島市伊良部字長浜1320番地1
連絡先 相談担当者名	(連絡先電話 0980-74-5888 FAX 0980-74-5880) (相談担当者氏名 宮城和子)
事業所の通常の事業の実施地域	伊良部地域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目	要介護状態及び要支援状態と認定さ
------	------------------

的	れた利用者に対して、看護サービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	24時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日・ただし12月31日～1月2日までは除く
営業時間	9:00～17:00
その他	常時24時間電話等により連絡できる体制とします。

(4) 事業所の職員体制

管理者	宮城 和子	
職	職務内容	人員数

<p>管理者</p>	<p>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護（介護予防訪問看護）が行われるよう必要な管理を行います。</p> <p>2 訪問看護計画書（介護予防訪問看護）及び訪問看護計画書（介護予防訪問看護）の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</p> <p>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	<p>非勤（名） 常勤 1 多介支専員兼 機護援門を務</p>
<p>看護職員</p>	<p>1 事業所の申し込みに係る連絡調整</p> <p>2 主治医との連携調整</p> <p>3 利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）及び報告書作成。</p> <p>4 関係機関との連絡調整を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示に基づき訪問看護を行います。</p> <p>5 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p>	<p>非常勤 1名 管理者兼 務</p>
<p>看護職員 (看護師・ 准看護師)</p>	<p>指示書に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）を行います。</p>	<p>常勤名 2 非勤名 1</p>

理学療法士等	<p>1 訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画）に基づき、指定訪問看護（介護予防訪問看護）のサービスを提供します。</p> <p>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成します。</p>	非常勤 1名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護（介護予防訪問看護）計画の作成	<p>主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて身体的なサービス内容を定めた訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成します。</p>
訪問看護（介護予防訪問看護）の提供	<p>訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病状・障害の観察 ② 清潔の保持 ③ 褥瘡の予防・処置 ④ リハビリテーション ⑤ ターミナルケア ⑥ 療養生活や介護方法の指導 ⑦ 特別な管理体制（カテゴリー等）の管理（特別な状態にある方に対し、計画的かつ密度の高い看護を行います） ⑧ 緊急時の看護（24時間体制を取り、計画外の緊急時訪問看護を必要に応じて行います。）

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

別紙参照

（加算・減算の説明）

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護（介護予防訪問看護）加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。特別管理加算は、指定訪問看護（介護予防訪問看護）に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次の通りです。

なお、特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②～

⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管力ニュー

- ② し若ししくは留置カテ一テルを使用している状態
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿管管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画書（介護予防訪問介護）を作成し、訪問看護（介護予防訪問看護）を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行います。その内容を文書により提供した場合に加算しません。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

※ サブス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし、古島市に届け出た訪問看護（介護予防訪問看護）事業所が、利用者に対して、訪問看護（介護予防訪問看護）を行った場合に加算します。

※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

- 4) 利用料の請求及び支払方法について
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただき、この場合、「サブス提供証明書」を交付し、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

① 利用料、利用者負担額	ア 利用料、利用者負担額（介護）
--------------	------------------

<p>(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等</p>	<p>保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供の合計金額により請求いたします。上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用者あてお届(郵送)します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記の支払い方法をお知らせください。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をいたしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から2週間以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4 サービスの提供にあたって

(1)

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間)を確認させていただきます。

サービス

被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに
当事業者にお知らせください。

(2) 利用者
が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思
を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な
援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対
して行われていない等の場合であって、必要と認め
られるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くと
も利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了
する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う
ものとします。

(3) 主治の
医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業
者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に
基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予
防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「介
護予防訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内
容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願い
いたします。

(4) サービス
提供は「介護予防訪問看護計画」に基づいて行ない
ます。なお、「介護予防訪問看護計画」は、利用者
等の心身の状況や意向などの変化により、必要に
応じて変更することがあります。

(5) 看護職
員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命
令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供
にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分
配慮を行いません。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のた
めに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防
止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関 する責任者	宮城和子
虐待防止に関 する担当者	長瀬安美

(2) 成年後
見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解
決体制を整備しています。
- (4) 従業者
に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施
しています。
- (5) 虐待の
防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の
防止のための指針を作成します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその 家族に関する秘 密の保持につい て</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報 の保護に関する法律「個人情報 の保護に関する法律」及び「医 療関係事業者における個人の 情報の適切な取扱いの遵 守のためのガイドライン」を 守り、適切な取扱いに努 めるものとする。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者 （以下「従業員」）は、サ ービス上での家族の秘 密を正当な理由なく、第 三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持す る義務は、サービス提供 契約が終了した後も継 続します。</p> <p>④ 事業者は、従業員に、業 務上知り得た利用者又 はその家族の秘密を保 持せざるため、従業員 の間及び従業員でなく も、その秘密を保持す べき旨を、従業員との雇 用契約</p>
--	--

	の 内 容 と し ま す 。
<p>② 個人情報の保護 について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報（紙に記されるもの、磁気記録を含む。）については、善良な管理者の注意を払って管理し、また第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報に求められている内容の開示結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示の際に複製料などが必要となる場合は利用者負担となります。）</p>

7 サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応方法について

(1) 利用者に対する指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供により事故が発生した場合

は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のため

の取り組みを行います。

(3) また、利用者に対する指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

宮古島市役所高齢者支援課	所在地 宮古島市字西里 1140 番地 電話番号 0980-73-1964 ファックス番号 0980-73-1965 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 15
有限会社 やすらぎ	事業所名 訪問看護すこやか 所在地 宮古島市伊良部字長浜 1320 番地 1 電話番号 0980-74-5888 担当者 宮城和子

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保険名	賠償責任保険
	補償の概要	業務遂行に起因する施設内での他人の身体の障害・財物の損壊保障
自動車保	保険会社	JA 共済

険	名	
	保 険 名	自 動 車 共 済
	補 償 の 要	自 動 車 事 故 等 に よ る 損 害 を 保 障 し、そ の 他 損 害 賠 償 責 任 の 保 障

9 身 分 証 携 行 義 務

訪 問 看 護 員 は、常 に 身 分 証 を 携 行 し、初 回 訪 問 時 及 び 利 用 者 ま た は 利 用 者 の 家 族 か ら 提 示 を 求 め ら れ た 時 は、い つ で も 身 分 証 を 提 示 し ま す。

10 心 身 の 状 況 の 把 握

指 定 訪 問 看 護 (介 護 予 防 訪 問 看 護) (の 提 供 に 当 た っ て は、居 宅 介 護 支 援 事 業 者 が 開 催 す る サ ー ビ ス 担 当 者 会 議 等 を 通 じ て、利 用 者 の 心 身 の 状 況、そ の 置 か れ て い る 環 境、他 の 保 健 医 療 サ ー ビ ス 又 は 福 祉 サ ー ビ ス の 利 用 状 況 等 の 把 握 に 努 め る も の と し ま す。

11 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 等 と の 連 携

- ① 指 定 介 護 予 防 訪 問 看 護 の 提 供 に 当 り、居 宅 介 護 支 援 事 業 者 及 び 保 健 医 療 サ ー ビ ス ま た は 福 祉 サ ー ビ ス の 提 供 者 と 密 接 な 連 携 に 努 め ま す。
- ② サ ー ビ ス 提 供 の 開 始 に 際 し、こ の 重 要 事 項 説 明 に 基 づ き 作 成 す る 「 介 護 予 防 訪 問 看 護 計 画 」 の 写 し を、利 用 者 の 同 意 を 得 た 上 で 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 に 速 や か に 送 付 し ま す。
- ③ サ ー ビ ス の 内 容 が 変 更 さ れ た 場 合 ま た は サ ー ビ ス 提 供 契 約 が 終 了 し た 場 合 は、そ の 内 容 を 記 し た 書 面 ま た は そ の 写 し を 速 や か に 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 に 送 付 し ま す。

12 サ ー ビ ス 提 供 の 記 録

- ① 指 定 介 護 予 防 訪 問 看 護 の 実 施 ご と に、そ の サ ー ビ ス の 提 供 日、内 容 及 び 利 用 料 等 を、サ ー ビ ス 提 供 の 終 了 時 に 利 用 者 の 確 認 を 受 け る こ と と し ま す。ま た 利 用 者 の 確 認 を 受 け た 後 は、そ の 控 え を 利 用 者 に 交 付 し ま す。
- ② 指 定 訪 問 看 護 の 実 施 ご と に、サ ー ビ ス 提 供 の 記 録 を 行 う こ と と し、そ の 記 録 は サ ー ビ ス を 提 供 し た 日 か

ら 5 年 間 保 存 し ま す 。

- ③ 利 用 者 は 、 事 業 者 に 対 し て 保 存 さ れ る サ ー ビ ス 提 供 記 録 の 閲 覧 及 び 複 写 物 の 交 付 を 請 求 す る こ と が で き ま す 。
- ④ 提 供 し た 指 定 介 護 予 防 訪 問 看 護 に 関 し 、 利 用 者 の 健 康 手 帳 の 医 療 の 記 録 に 係 る ペ ー ジ に 必 要 な 事 項 を 記 載 し ま す 。

13 業 務 継 続 計 画 の 策 定 等

- (1) 感 染 症 に 係 る 業 務 継 続 計 画 及 び 災 害 に 係 る 業 務 継 続 計 画 を 作 成 し ま す 。
- (2) 感 染 症 及 び 災 害 に 係 る 研 修 を 定 期 的 (年 1 回 以 上) に 行 い ま す 。
- (3) 感 染 症 や 災 害 が 発 生 し た 場 合 に お い て 迅 速 に 行 動 で き る よ う 、 訓 練 を 実 施 し ま す 。

14 衛 生 管 理 等

- (1) 感 染 症 の 予 防 及 び ま ん 延 の 防 止 の た め の 対 策 を 検 討 す る 委 員 会 を 設 立 し ま す 。
- (2) 感 染 症 の 予 防 及 び ま ん 延 の 防 止 の た め の 指 針 を 作 成 し ま す 。
- (3) 感 染 症 の 予 防 及 び ま ん 延 の 防 止 の た め の 研 修 及 び 訓 練 を 実 施 し ま す 。
- (4) 訪 問 介 護 員 等 の 清 潔 の 保 持 及 び 健 康 状 態 に つ い て 、 必 要 な 管 理 を 行 い ま す 。
- (5) 事 業 所 の 設 備 及 び 備 品 等 に つ い て 、 衛 生 的 な 管 理 に 努 め ま す 。

15 サ ー ビ ス 提 供 に 関 す る 相 談 、 苦 情 に つ い て

(1) 苦 情 処 理 の 体 制 及 び 手 順

- ア 提 供 し た 指 定 訪 問 看 護 (介 護 予 防 訪 問 看 護) に 係 る 利 用 者 及 び そ の 家 族 か ら の 相 談 及 び 苦 情 を 受 け 付 け る た め の 窓 口 を 設 置 し ま す 。 (下 表 に 記 す 【 事 業 者 の 窓 口 】 の と お り)
- イ 相 談 及 び 苦 情 に 円 滑 か つ 適 切 に 対 応 す る た め の 体 制 及 び 手 順 は 以 下 の と お り と し ま す 。

(2) 円 滑 か つ 迅 速 に 苦 情 処 理 を 行 う た め の 処 理 体 制 ・ 手

順

- ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認する。
- ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行う。
- ③ 検討の結果等を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をする（利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）。

④ 記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。

(3) 苦情申立の窓口

訪問看護すこやか	所在地 宮古島市伊良部 字長浜 1320 番地 1 電話番号 0980-74-5888 ファックス番号 0980-74-5880 受付時間 8 : 00 ~ 17 : 00
宮古島市役所高齢者支援課	所在地 宮古島市平良 字西里 1140 番地 電話番号 0980-73-1964 ファックス番号 0980-73-1965 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 15
沖縄県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談	(所在地) 沖縄県那覇市 西3丁目 14 番 18 号 (電話番号) 098-860-9026 (ファックス番号) 098-860-9026 (受付時間) 8 : 30 ~ 17 : 15

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のように重要事項説明をしました。

所在地	宮古島市伊良部字長浜 1320 番地 1
-----	----------------------

事業者	法人名	有限会社 やすらぎ
	代表者名	宮城 吉治
	事業所名	訪問看護すこやか
	説明者氏名	宮城 和子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

別紙 (特別地域加算を含む) 介護保険の場合

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間 (8時 ~ 18時)					
20分未満	314単位	看護師による場合 3,140円	360円	720円	1,080円

	2 8 3 単 位	准 看 護 師 に よ る 場 合	2,83 0 円	28 2 円	5 6 4 円	84 6 円
30 分 未 満	4 7 1 単 位	看 護 師 に よ る 場 合	4,71 0 円	54 1 円	1, 0 8 1 円	1, 62 2 円
	4 2 4 単 位	准 看 護 師 に よ る 場 合	4,24 0 円	48 6 円	9 7 3 円	1, 45 9 円
30 分 以 上 1 時 間 未 満	8 2 3 単 位	看 護 師 に よ る 場 合	8,23 0 円	94 4 円	1, 8 8 8 円	2 , 8 3 2 円
	7 4 1 単 位	准 看 護 師 に よ る	7 , 4 1 0 円	85 0 円	1, 7 0 0 円	2 , 5 0 0 円

		場 合				
1 時 間 以 上 1 時 間 30 分 未 満	1 , 1 2 8 単 位	看 護 師 に よ る 場 合	11,2 80 円	1, 29 4 円	2, 5 8 8 円	3 , 8 8 1 円
	1 , 0 1 5 単 位	准 看 護 師 に よ る 場 合	10,1 50 円	1, 16 5 円	2, 3 3 0 円	3 , 4 9 5 円

早朝（ 6 時 ~ 8 時 ） 、 夜間（ 1 8 時 ~ 2 2 時 ） は 上 記 の 2 5 % 加 算
 深夜（ 22 時 ~ 6 時 ） は 上 記 の 5 0 % 増 と な り ます。

						6 , 000 円	600 円	1 , 200 円	1 , 800 円	1 回 に つ き
--	--	--	--	--	--	--------------------	----------	--------------	--------------	-----------------

--	--	--	--	--	--	--

	定 単 位 数 の	1 5 %	3 0 %	4 5 %	1 回 に つ き	
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (訪 問 番 議 ス テ ー シ ヨ ン 及 び 病 院 又 は 診 療 所) (6 単	6 6 円	7 円	14 円	20 円	1 回 に つ き	
	3 3 円	4 円	7 円	10 円	1 回 に つ き	

位) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 訪問看護 入訪	9	97	194	29	1	
------------------------------	---	----	-----	----	---	--

問 看 護 特 別 指 示 減 算	7 0 円	円	円	1 円	日 に つ き	

【 理 学 療 法 士 等 に よ る 訪 問 の 場 合 】

サ ー ビ ス 提 供 区 分	提 供 時 間 帯	介 護 報 酬 額	ご 利 用 者 様 負 担 額		
			1 割	2 割	3 割
1 日 に 2 回 ま での 場 合	昼 間 単 位 (293 位)	2 , 930 円	337 円	674 円	1 , 011 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時 から午前6 時まで

加 算 名 称	介 護 報 酬 額	利 用 者 負 担 額			算 定 回 数 等
		1 割	2 割	3 割	
緊 急 時 介 護 予 防 訪 問 看 護 加 算 (訪 問 看 護 ス ー シ ョ ン) (574 単 位)	5 , 740 円	574 円	1 , 148 円	1 , 722 円	1 月 に つ き
特 別 管 理 加 算 (I) (500 単 位)	5 , 000 円	500 円	1 , 000 円	1 , 500 円	1 月 に つ き

特別管理加算 (Ⅱ) (250 単 位)	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
初回加算 (300 単 位)	3 , 000 円	300 円	600 円	900 円	初回のみ、1 回につき
退院時共同指導 加算 (600 単 位)	6 , 000 円	600 円	1 , 200 円	1 , 800 円	1回につき
訪問看護ターミナルケア加 算	20,000 円	2,000 円	4,000 円	6,000 円	死亡月につ き
特別地域訪問看 護加算	定単 位数 の	1 5 %	30 %	45 %	1回につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 〈訪問看護ステーション及 び 病院又は診療所〉(6 単 位)	66 円	7 円	14 円	20 円	1回につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 〈訪問看護ステーション及 び 病院又は診療所〉(3 単 位)	33 円	4 円	7 円	10 円	1回につき
訪問看護特別指示減 算	970 円	97 円	194 円	291 円	1日につき

医療保険の場合

		1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費1 (1日につき1回)	週3日まで6,383	638	12,276	1,914
	週4日目以降7,533	753	1,506	2,259
夜間(18:00~22:00) 早朝(6:00~8:00) 訪問看護加算	2,415	242	484	726
深夜加算(22:00~6:00)	4,830	483	966	1,449
特別管理加算	病状に応じて 5,750 2,875	575	1,150	1,725
退院時共同指導加算(1月に1回)	9,200	920	1,840	2,760
訪問看護ターミナル療養費	28,750	2,875	5,750	8,625
緊急時訪問看護加算(1日につき1回)	3,408	341	682	1,023

特別地域加算を含んでいます。

